

議 事 録

会議の名称	令和6年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年4月25日（木） 午後2時から 午後2時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 （1）第24号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） （2）第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について （3）第26号議案 土地改良事業参加申出について （4）報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について （5）報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について （6）報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について （7）報告第19号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について（追加） （8）報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和6年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領（別紙1） 5 農地利用最適化推進1・1・1運動報告書（別紙2）
その他特記事項	
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまより、令和6第5回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 それでは、議事日程に従い進行させていただきます。 はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長 代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席7番茂木良明委員、議席8番塩原圭一郎委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。 次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案3件及び報告5件です。 まず、第24号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号9番、番号11番、番号12番、番号21番及び番号37番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第24号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。 第24号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができたこととした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。

	議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号 9 番番号 1 1 番番号 1 2 番番号 2 1 番及び番号 3 7 番を除く 2 ページから 1 3 ページまでをお願いいたします。申請件数は、5 0 件です。田 3 3 筆及び畑 6 2 筆の面積合計 1 3 万 6, 0 6 4 平方メートルの利用権設定でございます。 農用地利用集積計画は、改正法附則第 5 条第 1 項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和 5 年 9 月 3 0 日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 3 1 日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。 本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号 9 番を審議します。については、議席 2 番内田委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 9 番をご説明いたします。計画内容については、3 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。畑 1 筆の面積 9 6 5 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり

	決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席２番内田委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号１１番を審議します。ついては、議席１０番鈴木委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号１１番をご説明いたします。計画内容については、３ページをお願いいたします。申請件数は１件です。畑１筆の面積６８１平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席１０番鈴木委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号１１番を審議します。ついては、海澤推進委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号１２番をご説明いたします。計画内容については、３ページをお願いいたします。申請件数は１件です。畑１筆の面積８４６平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございません

	か。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。海澤推進委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち番号２１番を審議しますが、私、議席１３番田端が議事参与の制限に該当しますので退席します。退席時の進行は、会議規則第６条第２項の規定により細野会長代理にお願いします。 (退席後)
細野会長代理	それでは、議席１３番田端会長が、議事参与の制限に該当するため、会長代理である議席１番、私、細野が議長となり、議事を整理します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号２１番をご説明いたします。計画内容については、５ページをお願いいたします。申請件数は、１件です。畑１筆の面積３，３９８平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
細野会長代理	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席１３番田端会長の復席を許可します。 (復席) 議席１３番田端会長が復席いたしましたので、議長の職務を降ろさせていただきます。
議長	次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号３７番を審議します。ついては、倉林推進委員の退席を求めます。 (退席後)

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号３７番をご説明いたします。計画内容については、１０ページをお願いいたします。申請件数は、１件です。畑１筆の面積８００平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。倉林推進委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第２５号議案「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第２５号議案をご説明いたしますので、議案書１４ページをお願いいたします。 第２５号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第５条第３項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、１５ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転２件でございます。 引き続き、整理番号１をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑２筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席１４番倉野内委員でございます。 申請地位置図は、１６ページをお願いいたします。５－１については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が１０ヘクタール未満であることから第２種農地と判断いたしました。 第２種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本

	申請は許可相当であるものと判断しております。 次に、整理番号２でございます。１５ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑３筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第３４条１１号の指定区域です。地区担当は、議席１０番鈴木委員でございます。 申請地位置図は、１７ページをお願いいたします。５－２については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が１０ヘクタール以上の集団の農地であることから、第１種農地と判断いたしました。 第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第１種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第３５条第５号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号１から整理番号２までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号１について、議席１４番倉野内委員の報告を求めます。
倉野内委員	１４番、倉野内より報告させていただきます。 ４月２２日午後２時頃、鈴木幹雄推進委員が体調不良のため、単身で現地確認を行いました。 申請地の概要については議案書１６ページ５－１の地図をご覧ください。申請地は龍清寺から南東約１３０ｍに位置しております。 申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、申請地南西に隣接する雑種地とあわせて建売分譲住宅４棟を建設する計画となっています。 申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われます。 以上、報告いたします。
議長	整理番号２について、議席１０番鈴木委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	５－２について、１０番鈴木より報告させていただきます。 申請地の概要については議案書１７ページ５－２の地図をご覧ください。申請地は今井金鑽神社から西へ約２００メートルに位置しております。 申請目的は敷地拡張用地としての所有権移転となっております。受人は現在、申請地の隣地で特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの高齢者福祉事業を

	営んでいます。 老人ホームの規模拡大と利用者の増加に伴い、職員数も増加したため、現在、職員用駐車場が不足し施設利用者の屋外運動場や来客用駐車場をやむを得ず利用している状況とのことです。 このため、今回申請地を買い受け職員用の駐車場として整備したいと計画していたところ、地権者の承諾が得られたため申請に至ったとのことです。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。 以上、ご報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第２６号議案「土地改良事業参加申出について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第２６号議案をご説明いたしますので、議案書１８ページをお願いいたします。 第２６号議案、土地改良事業参加申出について、本議案は、土地改良法第３条第１項第２号の規定に基づき、栗崎向田地区の農用地の所有者、以降「所有者」と申し上げますが、所有者から提出された別紙の土地改良事業参加申出書一覧について、承認に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本申出でございますが、栗崎向田地区を区域としたほ場整備事業の実施に伴い、新たに組織される土地改良区につきまして、その設立の認可申請や、当該土地改良区の組合員として、地区内の所有者が参加するための申出でございます。 土地改良区とは、土地改良法に基づき地域の関係農業者により組織される団体で、農業用の用水や排水の施設整備、区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理等を行う組織でございます。栗崎向田地区のほ場整備事業は、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和６年度の新規事業として、採択に向け進めておるものでございます。

	農地中間管理機構関連農地整備事業でございますが、ほ場整備の対象となる農用地について、農地中間管理機構を通じまして、受け手となる担い手に耕作権が付いていることが必須の要件となることから、令和４年第１１回農業委員会総会におきましてご承認をいただき、現在、それぞれに使用貸借権が設定されております。 土地改良法では、第３条におきまして、土地改良事業に参加する資格を規定しており、所有権以外の権原に基づき耕作される農用地につきましましては、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき申出があり、農業委員会がこれを承認した場合に、所有者の参加資格が与えられるものでございます。 栗崎向田地区の整備対象農用地は、現在、全てに使用貸借権が設定されておりますことから、所有者が土地改良区の設立や組合員として参加するにあたりまして、本議案の土地改良事業に参加する旨の申出を行うものでございます。 なお栗崎向田地区の位置図は、２８ページのとおりでございます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。
事務局長	はじめに、報告第１６号をご説明いたしますので、議案書２９ページをお願いいたします。 報告第１６号、農地法第３条の３の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、３０ページをお願いいたします。専決処分件数は、４件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第１７号をご説明いたしますので、議案書３１ページをお願いいたします。 報告第１７号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

	届出内容については、３２ページをお願いいたします。専決処分件数は、１件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第１８号をご説明いたしますので、議案書３３ページをお願いいたします。 報告第１８号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、３４ページをお願いいたします。専決処分件数は、７件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第１９号をご説明いたしますので、議案書３５ページをお願いいたします。 報告第１９号、農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第６条第１項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。 受理件数は、２件です。報告書は３６ページから３９ページまでのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、３ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。 続きまして、報告第２０号をご説明いたしますので、議案書４０ページをお願いいたします。 報告第２０号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。 通知内容については、４１ページ及び４２ページをお願いいたします。受理件数は、１１件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第１８条第１項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべ

	て終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	次に、議事日程 5、事務局連絡事項でございます。 （事務局長説明） 以上をもちまして、令和 6 年第 5 回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。 大変、お疲れさまでございました。

令和6年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開 催 日		令和 6 年 4 月 2 5 日（木）				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後 2 時				
閉会時刻		午後 2 時 4 0 分				
会 長		田端 講一				
会長代理		細野 俊文				
議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推 進 員 氏 名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席			仁手	海澤 房男
4	戸谷 忠司	出席		坂上 公男		出席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	欠席			久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席	○	北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席	○		高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 幹雄	欠席
14	倉野内 浩	出席			高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席		秋平	福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席			秋山 守	欠席
18	坂爪 裕	出席		本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席		共和	新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	欠席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢	智明
局長補佐兼農地調整係長	高群	邦人
局長補佐兼総務係長	飯川	佳紘
農地調整係主査	福島	幸恵
農地調整係主事	江森	憲太
総務係主任	大和	亘寿
支所環境産業課産業係主査	今井	勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人